

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 2 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--

第 2 8 条第 2 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第 3 0 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）第 5 条の 2 の 8 に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第 3 0 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号ア中「第 1 2 条の 3 第 2 項第 4 号」を「第 1 2 条の 3 第 2 項第 6 号」に改める。

第 3 8 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第39条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第59条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第91条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第92条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第99条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第100条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第100条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第101条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第113条第2項第2号中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削る。

(新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部

改正)

第2条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障がい児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	---

（新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「第53条第1項第2号」を「第29条第2項の表及び第53条第1項第2号」に改める。

第29条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障がい児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	---------------------------------------

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 第5条 新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- （3）の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1）次号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月1日
- （2）第1条中新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第16条第2項の改正規定並びに第2条、第3条及び第4条の規定 令和8年4月1日